

学会賞等受賞候補者募集

令和元年8月1日

各 位

公益社団法人 日本食品衛生学会
会 長 永 山 敏 廣

令和2年度日本食品衛生学会学会賞等の受賞候補者を下記により募集します。

1. 賞の種類

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 日本食品衛生学会賞 | 食品衛生学の発展に関し、特に優秀な研究を行った者。 |
| (2) 日本食品衛生学会学術貢献賞 | 食品衛生学の分野で優れた業績をあげ、貢献をなした者。 |
| (3) 日本食品衛生学会奨励賞 | 食品衛生学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待しうる者。ただし、令和2年4月1日に満40歳未満の者。 |

2. 受賞資格

本学会正会員に限る。

3. 受賞の対象となる業績の範囲

食品衛生学雑誌に発表された論文（総説および情報ひろば掲載論文は除く）および他の査読付学術雑誌に発表された食品衛生に関する原著論文とする。

4. 推薦の方法

令和2年度日本食品衛生学会賞等受賞候補者推薦書に必要事項を記入の上、推薦理由書（受賞候補者の略歴および受賞の対象となる業績の概要を含めて、A4用紙2000字以内）および審査対象論文目録（学会賞は概ね10報、学術貢献賞は3報以上、奨励賞は2報以上）とともに本学会に送付する。なお、審査対象論文は別刷またはコピーを1部ずつ添付のこと。

5. 送付先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
食品衛生センター内
公益社団法人 日本食品衛生学会学会賞等選考委員会宛
TEL. 03 (3470) 2933 FAX. 03 (3470) 2975

6. 送付期限

令和元年11月1日（金）

備考

- 1) 受賞候補者の推薦は自薦他薦を問いません。
- 2) 推薦者の氏名は学会賞等選考委員会においてもいっさい公表されません。
- 3) 過去の受賞者については学会ホームページをご参照下さい。
- 4) 授賞規定および学会賞等選考基準は次頁に掲載されていますのでご参照下さい。

授賞規定及び学会賞等選考基準をお知らせ致します 学会賞等受賞候補者を推薦される際にご参照下さい

日本食品衛生学会授賞規定

本会は、定款第4条及び細則第12条、第17条に基づき、授賞に関して、次のように定める。

- 1 本会に、日本食品衛生学会賞（以下、学会賞という）、日本食品衛生学会学術貢献賞（以下、学術貢献賞という）及び日本食品衛生学会奨励賞（以下、奨励賞という）を設ける。
- 2 学会賞は、食品衛生学の発展に関し、特に優秀な研究を行った者に授与する。
- 3 学術貢献賞は、食品衛生学の分野で優れた業績をあげ、貢献をなした者に授与する。
- 4 奨励賞は、食品衛生学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待しうる者で、受賞年度の4月1日に満40歳未満の者に授与する。
- 5 授賞の対象は、本会正会員に限られ、かつその業績は食品衛生学雑誌を含めた食品衛生学に関する論文とする。
- 6 正会員は、受賞候補者を推薦することができる。
- 7 受賞候補者を推薦しようとする者は、別に公示する期日までに、本会所定の推薦書に候補者の氏名、所属、受賞候補題目、推薦理由及び推薦者の氏名を記して本会に申し出るものとする。
- 8 学会賞等選考委員会は、推薦された候補者のなかから、授賞に値すると認めた者につき、原則として、学会賞1件、学術貢献賞2件、奨励賞2件を選び、そのおのおのに選定理由書をつけて、会長に報告する。
- 9 受賞者の決定は、理事会の議を経て会長が行う。
- 10 賞は賞状及び副賞とする。
- 11 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

学会賞等選考基準

[受賞対象者]

- ・いずれの賞も受賞者は個人とする。
- ・同じ者に異なった賞を授与することができる。

[審査対象論文]

第一著者又は責任著者を中心とする論文

学会賞

- ・学会賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文概ね10報とする。

学術貢献賞

- ・学術貢献賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文3報以上とする。

奨励賞

- ・奨励賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文2報以上とする。

[選考基準]

委員会は、日本食品衛生学会授賞規定における各賞の要件に基づき、次の項目を基準として選考する。

- ①研究の目的と意義の明確さ
- ②研究テーマの独創性・先駆性
- ③研究方法の適切さおよび研究の達成度
- ④研究成果の学術的価値
- ⑤研究成果の社会的波及効果

[選考方法]

1) 第一段審査

審査員は、選考基準の各評価項目についてコメントを評価書に記載し、その上で、総合評価を5段階の点数評価を行う。

2) 第二段審査

審査員全員の総合評価点を総計し、順位が上位の者（対象者数は各賞の授賞者数の2～3倍程度を目安とする）について審査員で総合的な討議を行い、最終的に受賞者候補を決定する。

その他

- ・受賞候補者の賞の選考は、原則として推薦者の推薦する賞について行うものとする。
- ・学会賞等選考委員会委員（以下、委員）は推薦者になることはできない。
- ・学会賞等選考委員会は、非公開とし、委員は内容については他言しない。
- ・委員が被推薦者となった場合は、その年度の委員を辞退する。
- ・委員が次のいずれかに該当する場合には、当該被推薦者の審議に加わらないこととする。
 - (1) 当該被推薦者の選考対象論文の共著者である場合
 - (2) 審議の公平さに疑念を生じさせる利害関係があると委員会が判断した場合